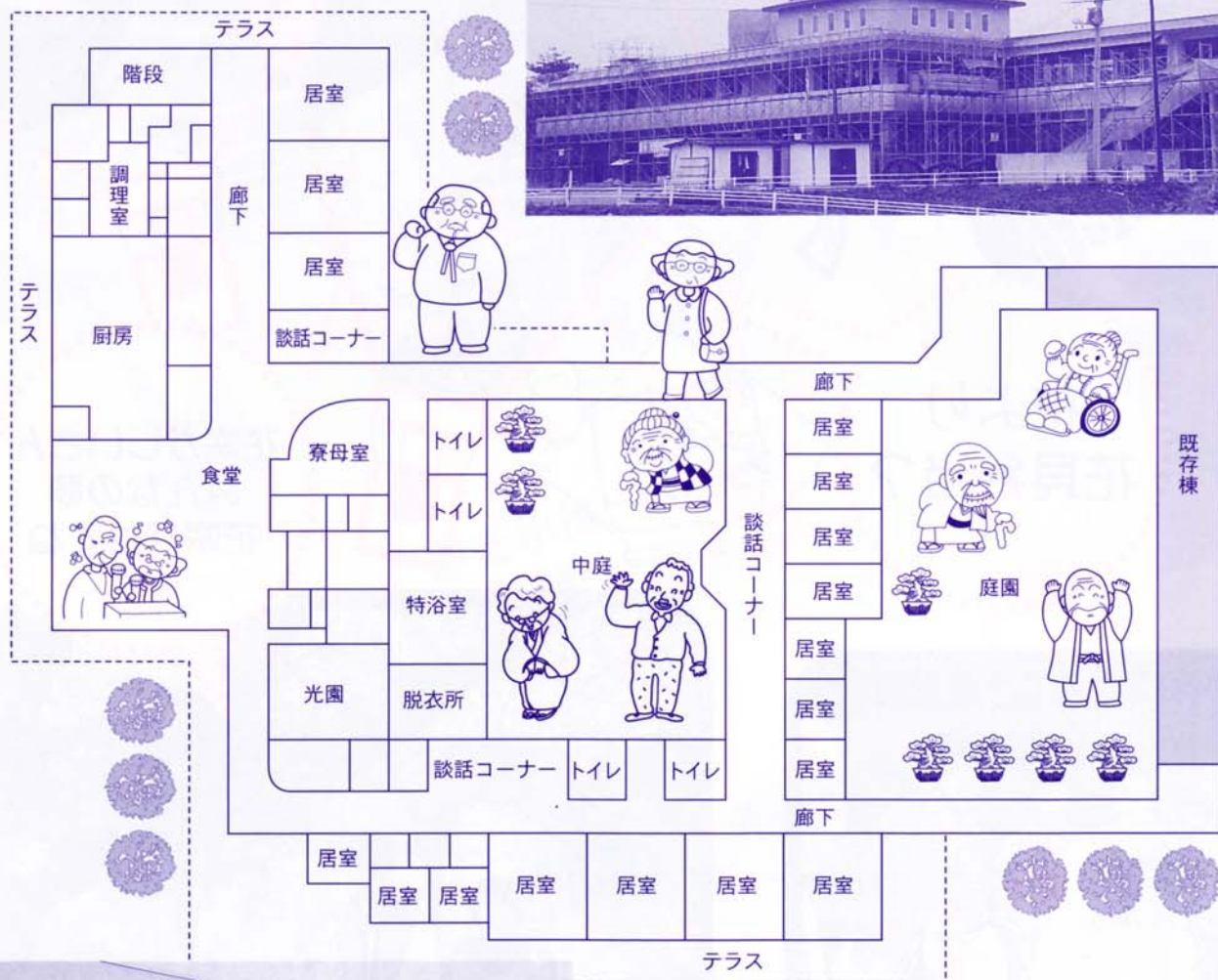


増床まもなく完成



増床見取り図

- 増床30床
- ショートステイ10床



白鷹町の福祉と介護保険

健康福祉課長 湯澤 信弘

介護保険制度が、いよいよ来年の四月からスタートします。この制度は、高齢者の介護に適切に対応するため、介護保険を創設し、社会全体で取り組むものです。

この制度のねらいは、利用者が特別養護老人ホームなどの介護サービス事業者を自由に選び、総合的に受けられるよう、社会保険の仕組みによる給付と、負担を明確にするものです。

内容は、四十歳以上の方が介護保険に加入し、保険料を納め、町及び、国と県が一定の負担を行い運営するものです。

これまでは、民生児童委員等の相談を通じ、町が高齢者に対し、ホームヘルパーの派遣や、デイサービス、ショートステイ、白光園の入所等を決め、費用負担は、それぞれの所得に応じて定められていました。

これが介護保険では、まず利用者がどのような状態になっているかの「要介護認定」を受けなければなりません。これは町の保健婦等が訪問調査し、かかりつけ医の意見書を添え、保険・医療・福祉の専門

家による認定審査会に諮り、公平な審査判定を求めるものです。

これにより、「要介護度」が決まり、介護サービス計画が立てられ、利用者が直接、サービス業者を選び、契約しサービスを受けることができます。利用者の費用負担は、一割となります。

なお、現在白光園等特別養護老人ホームに入所している方は、五年間の経過措置があり、この間は引き続き施設でのサービスが受けられます。

保険料とその納め方は、六十五歳以上の第一号被保険者と四十歳から、六十五歳未満の第二号被保険者とに別れます。

第一号被保険者の保険料は、市町村のサービス水準に応じて、町の条例で定められます。保険料は、寝たきりや痴呆老人の実態や介護保険の対象外サービス範囲と量、独自の介護サービス体制等を検討し、決めることになっています。

町では、健康と福祉の里づくりを重点に、「町民が健康で、安心して暮らせるまちづくり」を進めてきました。現在建設中の白光園の増築工事も八月に完

成し、十月オープン予定で、長期三十床と、ショートステイ十床が増床されます。これにより、介護サービスの実施基盤がより充実され、サービス体制が拡充します。

この十月から、介護保険を受ける方の「要介護認定」の申請が始まります。町民の関心も日増しに高まる中、町は正確、的確な情報を提供し、制度を理解していただくよう努めます。

介護保険制度の実施に向けて、関係機関がより一層連携を図りながら、保健、医療、福祉が一体となったサービスの充実を図る考えです。

